

ぱあとなあ千葉登録員各位

2020年10月吉日

ぱあとなあ千葉運営委員長

四ノ宮 章

## 2020年度の研修受講基準について

ぱあとなあ千葉では、翌年度の家庭裁判所等からの後見人等の推薦依頼の対象となるためには、登録員は、以下の研修の受講基準を満たすことが必要要件となっています（登録員のしおり：13頁）。

(1) 全登録員の研修受講基準

「必須登録員研修」・・・1回以上／年 の受講

(2) 未受任あるいは受任して3年以下の登録員の研修受講基準

「ぱあとなあ千葉サポート」・・・4回以上／年 の受講

今年度については、コロナ禍が長期化しており、すでに中止した研修があること、また、今後についても、大人数での集合研修開催が難しい状況にあること、また、オンライン研修が安定的に、かつ低コストで実施できるか模索中であること等により、研修の受講基準をどうするかについて、運営委員会においても議論、検討を進めていますが、まだ、結論を得る段階には至っていません。

「必須登録員研修」の今回のオンライン研修実施についても、実験的な試みであり、いろいろトラブルが生じる可能性もありますが、今後のオンライン研修実施の可能性を確認するものと考えています。

今回の研修でも、当日のZOOM視聴が出来ない方については、YouTube等での録画画像の提供を考えていますが、その際の視聴をどう確認すべきか、また、当日・後日のインターネット等での視聴環境の整っていない方はどうするのか等について、議論、検討を進めているところです。

「ぱあとなあ千葉サポート」についても、例年、年9回開催していますが、今年度は、これまで3回の研修を中止していますので、年4回以上とする受講基準をどうするか等、議論、検討を進めているところです。

「ぱあとなあ千葉サポート」については、現在のところ、今後も集合形式での実施を予定している（ZOOMでの開催も検討中）ところですが、来年度、後見人等の受任を希望する方は、今後の研修を受講されるようお願いします。

いずれにしましても、現在の時点では、受講基準を変更していませんが、今後のコロナ禍の状況、研修実施方法の体制整備状況等も考慮し、今年度の受講基準をどうするか、今後の運営委員会で、協議、決定させて頂きたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご意見、ご提案等があれば、メール、FAX等で以下をお願いいたします。

○千葉県社会福祉士会事務局

メール：[office@cswochiba.com](mailto:office@cswochiba.com)、FAX：043（238）2867